

絵巻寿司検定協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、「絵巻寿司検定協会」と称する。

(事務局)

第2条 事務局の所在地は、神奈川県横浜市中区元町2丁目90 アンフィニ元町3Fとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当協会は、日本の伝統的な巻き寿司文化を継承するとともに、新たな絵巻き寿司文化を育み、巻き寿司づくりの楽しさと日本の食文化を次世代や海外へと伝承することを目的とする。

(事業)

第4条 当協会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

1. 絵巻寿司技能検定の実施
2. 絵巻き寿司インストラクターの認定
3. 絵巻き寿司インストラクターの認定制度の普及
4. 絵巻き寿司及び日本の食文化の普及・啓蒙事業（各種イベントの開催・参加など）
5. 会員の資質向上教育の実施
6. 巻き寿司に関する情報の収集及び提供

第3章 会員

(種別)

第5条 当協会の目的及び事業に賛同し、協力する者をもって会員とし、次の種別とする。

1. インストラクター会員 絵巻寿司技能検定1級合格者で入会を希望する者
2. 賛助会員 当協会の活動趣旨に賛同し、支援を希望して入会した個人
3. 団体会員 当協会に関心を持ち、支援を希望して入会した企業や団体

(入会)

第6条 当協会の会員になろうとする者は、1年分の会費（年会費）を当協会が指定した銀行口座に振り込み、入会申込書を事務局に提出しなければならない。なお、インストラクター会員については、絵巻寿司技能検定1級取得後2年以内に入会しなければ、入会資格を失効するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、理事会が別に定める額の年会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第8条 インストラクター会員は次の権利を有する。

- 1.会員証の配布を受けること
- 2.会報の配布を受けること
- 3.認定レシピの提供を受けること
- 4.スキルアップ講座やインターン制度など、有料のサポートプログラムを会員価格で利用できること

(休会)

第9条 協会が認めた場合、インストラクター会員に限り休会を認める。特別な理由（出産・病気・介護など）により休会を希望する会員は、「休会届」を事務局に提出しなければならない。なお、休会は年度ごとに更新する必要がある、延長期間は最大5年間とする。また、休会期間中は、年会費の納入を免除する。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

- 1.退会したとき
- 2.死亡、若しくは失踪宣言を受けたときや、法人及び団体である会員が解散したとき
- 3.除名されたとき

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、「退会届」を事務局に提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、理事会の議決を経て会長が除名することができる。

- 1.会費を2年以上滞納したとき
- 2.本会の目的あるいは会員としての義務に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけたあるいは本会に損害を与えたとき

(抛出金品の不返還)

第13条 会員は、退会または除名された場合、既納の会費などの返還を求めることはできない。

(著作物に対する権利)

第14条 当協会の活動に関する著作権は、当協会に帰属するものとする。

第4章 役員

(役員)

第15条 当協会には、次の役員を置く。

- 1.理事 10名以内（会長1名、副会長2名以内、会長・副会長以外の理事7名以内）

2.監事 1名

(理事の職務)

第16条 理事の選任や職務・任期・解任・報酬については以下の通り定める。

- 1.理事および監事は、会員のなかから会長が選任する。
- 2.理事は理事会を組織し、本会則の定め及び理事会の議決に基づき当協会の業務を執行する。
- 3.会長は理事により推薦され、理事会の承認を得なければならない。
- 4.会長は当協会を代表し、業務を総理する。
- 5.副会長は理事のなかから会長が推薦し、理事会の承認を得なければならない。
- 6.副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 7.理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 8.理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 9.補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 10.会長・副会長職については任期の制限を設けないものとする。
- 11.理事が職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるときは、理事会の過半数の議決を経て解任することができる。
- 12.理事は有給とすることができる。

(監事の職務)

第17条 監事は、当協会の業務及び会計に関し、以下の職務をおこなう。

- 1.当協会の会計、財産の状況を監査すること。
- 2.理事の業務執行の状況を監査すること。
- 3.会計、財産、業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
- 4.前項の報告をするために必要があるときは、理事会を招集すること。

(顧問)

第18条 当協会には、顧問を若干名置くことができる。顧問は、特に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱し、会長の諮問に応じ理事会に出席し、当協会の業務に関して意見を述べることができる。また、顧問は有給とすることができる。

(職員)

第19条 当協会の事務を処理するため事務局を置くことができる。事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。また、事務局長及び職員は、有給とすることができる。

第5章 会議

(理事会)

第20条 理事会の招集については、以下の通り定める。

- 1.理事会は毎年1回以上会長が招集する。
- 2.会長は理事の過半数から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から、30日以内に臨時理事会を召集しなければならない。
- 3.理事会は理事の3分の1以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席とみなす。
- 4.理事会の議長は会議のつど互選で定める。
- 5.理事会の議決は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。
- 6.監事及び顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 7.理事会は止むを得ない事情により開催できない場合には、書面による開催に替えることができる。
- 8.次の事項は、理事会に提出してその承認を受けなければならない。
 - ①事業計画及び収支予算についての事項
 - ②事業報告及び収支決算についての事項
 - ③その他理事会において必要と認めた事項

第6章 会計

(経費)

第21条 当協会の事業遂行に関する経費は、受講費用及び年会費、事業に伴う収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(予算等の承認)

第22条 当協会の各年の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事の意見を聴いた上で、理事会の承認を得なければならない。

(決算等の承認)

第23条 当協会の収支決算は、監事の監査を経て、理事会の意見を聴いた上で、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第24条 当協会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第25条 本会則は、理事会の議決によらなければ変更することができない。

(本会の解散)

第26条 当協会の解散は、理事の4分の3以上の議決を経なければならない。

第8章 補則

(補則)

第 27 条 本会則の施行に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て細則に定める。

第 9 章 附則

本会則は 2016 年 8 月 1 日に制定、施行する。

改訂：2022 年 6 月 1 日